

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により下記のことについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを議会に報告する。

記

工事請負契約の変更について〔カナリーホール改修工事（機械設備工事）〕

令和 8 年 9 月 1 日提出

時津町長 山 上 広 信

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 13 日

時津町長 山 上 広 信

工事請負契約の変更について

町は、カナリーホール改修工事（機械設備工事）の変更について次のとおり決定する。

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 契約金額の増額 | 2, 8 9 4, 1 0 0 円 |
| 2 | 契約の相手方 | 長崎県諫早市津久葉町 6 番地 1 0
九州テクノ株式会社
代表取締役 栗林 宏光 |

「理由」

「町長の専決処分に属する軽易な事項の指定について」第 1 項の規定に基づき、専決処分する。